明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通五五）　一
○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通・環境三）　一九
〔官庁報告〕
国家試験
令和四年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三九
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
令和三年度総務省共済組合の決算、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三四
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○国土交通省令第五十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十五第二項、第十九条の三十五の二、第四十八条第四項、第五十一条の三第一項及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫